

グローバル人材育成（修学旅行等）支援制度

県内の学校が修学旅行を実施する場合等に、
児童・生徒の人数に応じて交流活動経費の一部を補助します！

対象期間

令和2年4月1日出発便～令和3年3月31日到着便 ※予算の上限に達した時点で終了します。

支援の内容

宮崎空港発着の国際定期便（LCCを除く）を利用して、県内の小・中学校、高等学校等が海外教育研修等交流事業を実施する場合、児童・生徒の人数に応じて、交流活動に要する経費の一部を補助します。

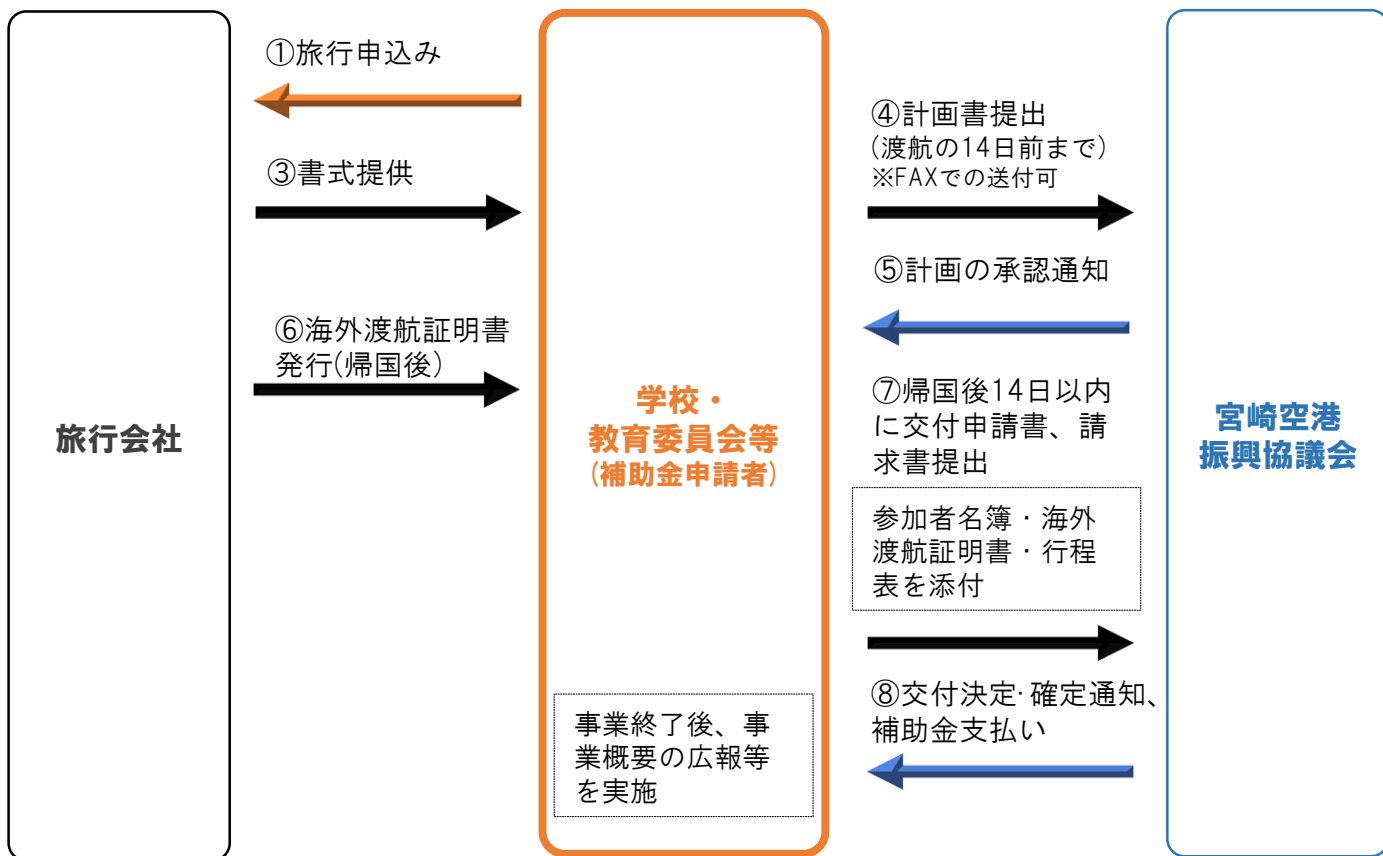
また、宮崎空港を往復利用する場合や、同一の航空会社により乗り継ぎ利用する場合は、支援額を加算します。

基本分	児童・生徒数が 50名まで1人あたり1万円 50名を超える分は、1人あたり5千円 （上限額：120万円）	(例) ① 60名で宮崎～ソウル間を往復利用し、韓国に行く場合 ・ 基本額 50名まで 1万円×50名＝50万円 50名超 5千円×10名＝5万円 ・ 往復加算 2千円×60名＝12万円 支援額計 67万円
往復加算	往復利用する場合、1人2千円加算 （上限額：20万円）	② 80名で、宮崎～台北間を往復利用し、台北から乗り継いで香港に行く場合 ・ 基本額 50名まで 1万円×50名＝50万円 50名超 5千円×30名＝15万円 ・ 往復加算 2千円×80名＝16万円 ・ 乗継加算 2千円×80名＝16万円 支援額計 97万円
乗継加算	ソウル・台北で乗り継ぎ便（同一航空会社に限る。）を利用する場合、1人2千円を加算 （上限額：20万円）	

○条件等

- ① 次のア～ウのいずれかに該当する事業であって、対象期間中に宮崎空港発着の国際定期便（LCCを除く）を利用して行うものが対象となります。
 - ア 県内の学校（学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校）が主催する修学旅行等の海外研修事業、国際交流事業
 - イ 県内各市町村教育委員会が主催し、県内の児童・生徒が費用を全部又は一部を自弁して参加する海外研修事業、国際交流事業
 - ウ 内容・趣旨等がア、イに準じる事業で、特に認める事業（個別にお問合せください。）
- ② 対象は児童・生徒のみとし、添乗員、教職員、保護者その他の同行者は人数に含みません。
- ③ 年度をまたぐ渡航は、片道のみについても補助対象となりません。
- ④ 事業終了後、事業概要を広く周知していただくようお願いします。

グローバル人材育成(修学旅行等)支援制度 申請手続き



(注意事項)

- ① 渡航終了後14日以内に当該年度の3月31日を迎える場合は、申請書の提出期限は、3月31日とします。
- ② 補助金の振込先は、申請者(学校・教育委員会等)の口座となります。

☞ 様式など、詳しくは

「みやざき空旅 | 宮崎空港振興協議会ホームページ」にてご確認ください。

ホームページURL <http://www.miyazaki-apc.jp>

みやざき空旅

検索

